

災害等における緊急時の協力に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と第一環境株式会社関西支店（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）による緊急事態発生時の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、亀岡市域内において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その応急対策及び復旧対策に係る措置（以下「応急措置等」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急措置等を必要とする場合において、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が行う給水活動の支援（給水拠点での給水活動及び人員整理等）
- (2) 水道開閉栓作業（宅内漏水時等の止水栓開閉作業）
- (3) 市民からの電話対応（災害等に係る問合せ対応等）
- (4) 災害情報等の収集
- (5) 市民への広報活動
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協力できる事項

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する協力要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

- (1) 要請の理由（災害等の状況）
- (2) 要請の期間及び内容
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 この協定により、乙が応急措置等に要する費用や応急措置等に要した費用のうち甲が費用負担するものは、乙から提出された当該費用の明細等記載の応急措置等業務応援報告書に基づき、甲乙協議の上、甲の費用負担分を決定するものとする。

(危険負担)

第6条 乙は応急措置等の実施にあたり、乙の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において処理しなければならない。

(補償)

第7条 この協定に基づいて応急措置等の業務に従事した者が、当該応急措置等業務に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が何らかの意思表示をしないときは、亀岡市上下水道お客様センター業務委託契約書の契約期間内において、その効力は持続するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月3日

甲 亀岡市北古世町1丁目2番5号
亀岡市
市長 桂川孝裕

乙 大阪市淀川区西中島6丁目8番8号花原第8ビル305
第一環境株式会社関西支店
関西支店長 植木大介